

○個人情報保護委員会告示第〇〇号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。この告示は、令和八年十月一日から施行し、当分の間、その効力を有する。

令和 年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件（令和七年個人情報保護委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する	個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する

報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。

個人情報保護の保護に関する法律施行規則第八号	個人情報保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護に関する法律施行規則第八号
個人情報保護の保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第八号

報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。

個人情報保護の保護に関する法律施行規則第八号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第八号
個人情報保護の保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第七号	個人情報保護の保護に関する法律施行規則第八号

個人情報保護に関する法律施行規則第八條第三項第二号		
各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案（関係省庁申合せ2.に規定するその他サイバー攻撃等事案をいう。以下この表において同じ。）に係る報告を行う場合	個人情報保護に関する法律施行規則第七條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報保護に関する法律施行規則第七條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合
行規則第八條第三項第一号に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法	個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書提出する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法	個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告
個人情報保護に関する法律施行規則第八條第三項第二号		
	個人情報保護に関する法律施行規則第七條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報保護に関する法律施行規則第七條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合
	個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書提出する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法	個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告
「新設」	「新設」	「新設」

個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項		他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合
	個人情報保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	書を提出する方法、官民連携盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法
個人情報保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う	個人情報保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法
	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法
個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項		
	個人情報保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法
「新設」	「新設」	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	「新設」	個人情報保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法

	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報等の漏えい等に関する報告等に関する規則第三項
場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する規則第二條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合
る方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式 3 を提出する方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報等の漏えい等に関する報告等に関する規則第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式 2 を提出
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報等の漏えい等に関する報告等に関する規則第三項
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第二條各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報等の漏えい等に関する報告等に関する規則第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法

備考 表中の「」の記載は注記である。		
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報漏えい等に関する報告等に関する規則第二条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九條の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法
		〔新設〕
		〔新設〕